

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2306号

毎週月曜日発行

〒100 0014 東京都千代田区永田町 1 丁目11番35号 : 電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955

発行所 **全国町村会** 発行人 渡辺 明 : 定価 1部40円・年間 1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

閑話休題

アメリカに端を発した電子商法は、いまでは「Eビジネス」と、ネスを略して呼ばれるほど普及しているようだが、最近、Eビジネス間で優劣の差がはつきり出てきたという。業者と消費者がパソコンの画面に出る情報をクリックして売買するという単純な取引はダメで、「クリック・アンド・ブリック」をやっているところが業績を伸ばしている。ブリックとは煉瓦のことだが商売の上では倉庫を意味する。ブリックを持つていないところは、客の注文を受けてからメーカーや卸業者をインターネットで探して消費者の許に届けるが、倉庫を持っていない業者はキメの細かい市場調査を行い、品揃えを整え価格を低目に設定し、商品をすぐ消費者に届ける。ここまでは



春を待つダケカンパ

心 憎 い 話

あまり際立つた話ではないが、その後がおもしろい。たとえばハムやベーコンを扱っている「クリック・アンド・ブリック」だと、品物を顧客に届けてから、二、三日後、中年の女性がおだやかな口調で電話をかけ、「お届けしたハムはお年寄も抵抗なく召し上がれましたか」とたず

ね、「そろそろハムも無くなる頃とありますが、お買い足しいただけませんか」と聞くのである。人情が紙風船のように薄くなった社会では、この電話による「心づかい」が一段と相手の心にしみとおるのか、顧客はその会社のファンになるといふ。日本にもその例があって、私の家

で取り寄せている鳥取県の豆腐屋は、ときどき「汲みあげ(ニガリを入れて固める前の豆乳)を送ってくれるし、贈答先のケースの中には商品のカタログが入れるが、値段はついていない。贈り主の気持を配慮していることが、受け取った方にも心憎い仕事としてよい印象を与えている。

最近では、どこの町を訪れても商店街の荒廃が目立つ。クルママ社会の定着と大店法の自由化が原因だが、そのために「やる気」を無くした商店主たちが職住分離の形で郊外のマンションなどに住んでいることが、町への愛着を失わせていよう。いつそのこと、感じの良い商店街をつくらうという人たちにやらせてみてはどうか。

(評論家 草柳大蔵)

も く し

活 動	市町村長代表 小淵総理と意見交換	(2)
政 策	財政構造の硬直化一段と進む = 平成10年度市町村決算の概要②(歳出)	(7)
情 報	カプセル NOW&NEW.....	(12)
随 想	「町民参加の町政」をさらに推進するために.....北海道磯町長 海老澤順三.....	(14)
情 報	政策リーダー	(15)

市町村長代表

小淵総理と意見交換

内閣総理大臣と市町村長との懇談会で



首相官邸で開催された内閣総理大臣と市町村長との懇談会

内閣総理大臣と市町村長との懇談会が二月二十五日、午後一時より首相官邸で開催された。

この懇談会は市町村長と内閣総理大臣が重要政策課題等についての意見交換を行う目的で開催されたもので、平成十年十月について二回目。懇談会には政府側から小淵内閣総理大臣のほか、松谷官房副長官、橋自治政務次官、古川官房副長官、二橋自治事務次官が出席。市町村側は全国町村会及び全国市長会の役員一四名が出席し、全国町村会、全国市長会の両会長及び小淵総理のあいさつの後、市町村が抱えている行財政課題等について活発な意見交換が行われた。懇談会における全国町村会側出席役員の主な発言要旨は次のとおりである。

1、開会あいさつ

○全国町村会長

山本文男（福岡県添田町長）

本日は、政務極めてご多端にもかかわらず、小淵総理をはじめ保利自治大臣、青木官房長官のご臨席を賜り、私も市町村長との懇談の機会を設けていただきましたことに深く感謝申し上げます。また、小淵総理をはじめ皆様方には、日夜、国政に献身的なご尽力を重ねておられますことに、心から敬意を表する次第であります。

ご承知のように私も町村は、国土の面積の七割強を管理し、安全で安定的な食料の供給をはじめ、国土や自然環境の保全、水資源の涵養など国家的役割を果たすと共に、その国土の中で育まれた日本固有の文化・伝統を次代に引き継ぐべく懸命に取り組んでいるところであります。こうした中において抱える課題は少なくありません。後程、詳細な発言があると存じますので、かいつまんで申し上げます。

活 動

最初は、本年四月の制度施行を間近に控えた介護保険制度についてであります。現在町村においては制度の円滑な導入のため懸命の努力を傾注しているところでありますが、何と言いましても初めての制度であります。制度運営上考えられる支援措置はもとより、制度がスタートした後における新たな問題等については万全の措置を講じていただきたいと存じます。

第二点は、いよいよ、本年四月から本格施行される地方分権に関する事項についてであります。私どもは、町村に課せられた役割と責任を的確に果たすべく、諸制度の改革はもとより、徹底した行財政改革を通じて一層の行政運営の効率化を図り、多様な住民ニーズに応えながら、活力に満ちた地域づくりに邁進して

いく所存ではあります。真の分権実現の前提条件となる税財源の移譲による財政基盤の確立や、更なる町村への事務・権限の移譲について引き続きご検討を頂きたいと存じます。このため、本年七月に法期限が到来する地方分権推進法につきましては、是非、その期限の延長をしていただきますようお願いいたします。

次に、平成十二年度税制改正に伴う、地方税減税の論議について申し上げます。先ほどの地方分権に伴い、地方財政を拡充しなければならぬ中、昨年末、固定資産税の大幅減税やゴルフ場利用税の廃止の事が関係省庁、関係業界から出たことがはなはだ遺憾であります。これまでも景気対策として、国税とともに住民税の減税を実施してきており、更なる減税に対応できる状況にないことを改めてご認識いただきたいと思います。

また、ペイオフ凍結解除後の公金預金の保護について、地方公共団体の公金が「公共の福祉」を実現するための地域住民の共有財産であることを見、必要な措置を講じていただきますよう特別にお願いいたします。

第四点目は、食料自給率の向上と国内生産体制の強化についてであります。

我が国の食料自給率は、主要先進国の中で最低の水準となっており、二十一世紀においては世界の食料需給は逼迫する恐れがあると言われております。このような中で政府は、国民に食料を安定的に確保する責務があり、食料自給率の向上が必要であります。

そのためには、過疎化・高齢化の進行、農業従事者の減少等、農山村の直面している厳しい現状を克服し、国内生産振興対策を抜本的に強化する必要があります。

本日は、この後、それぞれの重要課題について意見を述べさせていただきますが、何とぞご理解ご指導を賜りますようお願い申しあげまして挨拶とさせていただきます。有り難うございました。

○ 内閣総理大臣 小淵恵三

本日は、御多忙の中を官邸までお越しいただきまして誠に御苦労様でございます。

地方自治の第一線で、住民の方々と最も身近に接し、住民福祉の向上と地域社会の発展のため、日々御尽力しておられる市町村長各位の御苦労に對し、心から敬意を表したいと思います。本日は、代表の皆様方と、このような形で、市町村行政について、忌憚のない意見交換ができますことを、心より喜んでいる次第であります。

特に、昨年成立した地方分権一括法が本年四月から施行されるなど、地方自治はまさに大転換の時期を迎

えております。そうした中で、国と地方公共団体が互いに協力していくことがますます重要になっていくことを考えますと、こうして皆様方と懇談できることは、大変意義深い機会であり、この機会を更り多いものにしなければならぬものと考えております。

先ほど、全国市長会の赤崎会長、全国町村会の山本会長からの御挨拶にもありましたとおり、目前に迫った介護保険制度の施行や廃棄物処理対策の問題、地方税財源の充実確保の問題、あるいは過疎の問題など、皆様方におかれましては、様々な重要課題に直面しており、その御苦労は、並大抵のものではないと推察いたしております。

本日の場で、皆様方の思いをお聞かせいただき、私自身、今後の我が国の在り方を考える上での参考にさせていただきますと思っております。

全国町村会の出席役員

【会長】

山本 文男 (福岡県添田町長)

【副会長】

佐々木隆人 (北海道えりも町長)

西田 耕豊 (石川県川北町長)

字都宮象一 (愛媛県宇和町長)

【政務調査会行政部会長】

平野 博 (宮城県柴田町長)

【政務調査会財政部会長】

衛藤 龍天 (大分県久住町長)

【政務調査会経済農林部会長】

林田 敦 (宮城県西郷村長)



あいさつをする山本全国町村会会長

私は、目の前に山積している内政から外交までの課題に今後とも全力で取り組んでまいります。どうか、地方自治の最前線に立つ皆様方におかれましては、住民の方々が誇りと愛着を持ち、健やかで生きがいを実感できる活力ある地域社会の実現に向け、一層の御尽力をいただきますようお願い申し上げます。

また、全国の市町村長の皆様方の更なる御活躍と御健勝をお祈りいたしまして、私の挨拶といたします。

2、懇談

○ 地方分権について

全国町村会副会長

西田耕豊（石川県川北町長）

地方分権に関する事項について申し上げます。

地方分権の推進については、本年四月から本格施行される地方分権一括法によりよいよ実行の段階を迎えます。さきほどのあいさつでも触れられましたが、地方分権を実効あるものとするためにも、残された大きな課題である地方税財源の充実強化や市町村への更なる事務・権限の移譲について解決を図るため、本年七月に法期限が到来する地方分権推進法について、是非、その期限の延長をさせていただきますよう、ますますってお願いしたいと存じます。

次に、権限移譲に関連して町村の事務執行能力について申し上げます。

町村は、総じて小規模の団体が多

いことなどによって事務執行能力について誤解されている面もあるように見受けられます。

しかしながら、町村においても人材はおります。教育の普及によって、十分な教育を受け、また、職場でも厳しく訓練を受けた職員も多くなつてきております。組織として継続的に事務を処理することにより、その事務処理に習熟し、必要な知識や経験も蓄積されるのであります。町村の仕事が増えれば、その結果、職員は育つのであります。このことを是非ご理解いただきたいと存じます。

組織によっては、職員数が少ないため、専門の職員を配置することが困難な場合がありますが、このような場合にあっても、広域連合の活用、施設の共同設置等による事務の共同処理、他の地方公共団体への事務委任あるいは都道府県からの人材派遣等により対応することが出来るかと考えます。さらに、事情によっては、都道府県が当該事務について代行する仕組みを作る方法もあると存じます。

町村に対する事務移譲については、現状を固定的に捉えて困難であるとするのではなく、住民に身近な行政に係る事務はあらゆる手法を用いて移譲するよう努めるという姿勢に徹するべきであると存じます。

特に、まちづくりにおいてポイントとなる「ha以下の農地の転用」や「農業振興地域の指定」、「農用地の開発行為の許可」等、土地利用に関する権限」につきましては、実質的には

町村が事務を執行しており、早急に移譲すべきであると存じます。

最後に、市町村の合併について申し上げます。

近年、地方分権の推進、少子・高齢化の進展、財政状況の著しい悪化等を背景に市町村合併の推進が様々な場面で大きく取り上げられております。

もとより、複雑・多様化する町村の事務事業の適切な処理、実行の段階に入った地方分権を推進するためには、市町村の行財政基盤の充実に必要であることは言うまでもないこととあります。

しかしながらそれぞれの町村は、歴史的な経緯、生活慣習・文化・風土や地理的条件等が異なっており、市町村合併は、将来にわたる地域のあり方や住民生活に大きな影響を及ぼす事柄でありますので、関係市町村の自主的な判断を尊重することが何よりも重要であります。

昨年十二月一日、小淵総理にご臨席を賜りました全国町村長大会において、合併を強制することのないよう要請する緊急決議を町村長の総意により決定したところであります。

この際、総理に市町村合併につきまして二点程お願いしたいと存じます。

第一点は、合併パターンについてであります。

昨年八月自治省は、「市町村の合併の推進についての指針」を都道府県に示し、全市町村を視野に入れた

合併パターンの提示等を含めとする「市町村の合併の推進についての要綱」の策定等都道府県の積極的な対応を要請されたところであります。合併パターンを作成する場合には、あつては、各々の地域住民が営々と育ててきた歴史・文化・連帯感に十分配慮するとともに、町村及び地域住民の納得を得た上で作成するようになつていただきたいと存じます。

次に、地方交付税についてであります。

現在、段階補正等地方交付税の算定の見直しが行われているところですが、結果として市町村合併を強制することとならないように配慮していただきたいと存じます。

以上申し上げました点につきまして、総理の絶大なご指導をいただきますようしくお願い申し上げます。

○ 地方税財源対策について

全国町村会副会長

宇都宮象一（愛媛県宇和町長）

地方税源の拡充強化について申し上げます。

地方分権がこの四月より、いよいよ実施の段階を迎えることとなりました。地方分権は、これにより完了したわけではなく、真の分権型社会を実現するためには、今後とも国と地方が協議しながら継続的な努力が必要であり、特に地方公共団体の自主財源の拡充は、小淵総理も国会審議の中でお認めになられたとおり、絶対に必要であります。地方分権を

活 動

実質的に担保する地方税源について、国から地方への税源移譲などにより、できるだけ早期に拡充強化が図られるよう強くお願いしたいと存じます。

次に、地方交付税について申し上げます。

現下の地方財政は、累次の経済対策としての諸事業や特別減税に伴う公債費の累増等により、財政の硬直化が急激に進行する一方、長引く景気の低迷により税収は大幅に減少し、まさに危機的な事態に立ち至っておりますので、地方が安定した財政運営が出来るよう、法人税の税率だけでなく、地方交付税の税率の引き上げについて、思い切った措置をしていただきたいと思います。

また、税源の偏在による財政力の是正及び一定の行政水準の確保を図るため、財政調整機能は極めて重要であるので、基準財政需要額の算定にあたっては、町村のもつ役割を十分考慮し、実態を的確に反映したきめ細かい財政需要をはかり、町村への傾斜配分の強化をお願いします。

以上申し上げました点につきまして、総理の絶大なるご指導をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○農林水産業の振興について

全国町村会副会長

佐々木隆人(北海道えりも町長)

農林水産業の振興について申し上げます。

二十一世紀において、国民に安全

性が高く健康な食料を安定的に確保するためには、近年の自給率の低下傾向に歯止めをかけ、麦、大豆等の生産を拡大し、総合的な自給率の向上を図ることが必要であります。

従って、今後は、土地利用型作物を中心として、国内生産振興対策の抜本的強化が必要であります。

そのためには、地域の実情に応じ、地域農業の経営構造改善の推進と多様な担い手の育成・確保が必要であり、特に、後継者不足・高齢化に対処するため、若い新規参入者を支援するため、農業技術面、経営資金面からの助成措置の強化が重要であります。

我が国の水産業は、国民への水産食料の供給等重要な役割を果たしているが、周辺水域の水産資源の悪化、担い手の減少、高齢化による漁村活力の低下等厳しい状況にあります。

また、日韓・日中の漁業協定の問題については、関係漁業への影響も大きいので、早急に解決する必要があるとあります。

このような状況に対応し、安定した水産業を確立するため、我が国周辺水域における資源管理施策の強化等を柱とした二〇〇海里時代にふさわしい水産基本法の制定が必要であります。

近年の森林・林業は、木材価格の低迷、林業従事者の減少と高齢化等により、管理が粗放化する森林が増加しております。

森林の持つ多様な機能を発揮するとともに山村の活性化を図るため、

最近の森林・林業を巡る情勢に対応し、計画的な森林整備を推進する林業基本対策の確立が必要であります。

また、国産材の需要を確保するため、国産材を積極的に活用する対策が必要であります。

○小淵総理の答弁

ただいま、日頃から住民の方々とも最も身近に接している市町村長の皆さんから行政の実績や当面する課題について貴重なご意見をいただきました。ありがとうございます。一つ一つのご質問について私の考えを述べたいところでございますが、時間の関係上まとめてお話しさせていただきます。新しい世紀を迎え、地方

自治はまさに大転換の時期を迎えております。そうした中で、地方税源の充実確保についてのご意見がありました。国の地方公共団体の役割分担を踏まえつつ、中長期的に国と地方の税財源配分の在り方につきまして検討しながら、地方税財源の充実確保を図る必要があると考えております。

また、地方分権の一層の推進についてのご意見がありました。今後の対応については私としてもしっかりと検討していきたいと考えております。

次に、市町村合併についてお話がありました。市町村は住民に最も身近な行政サービスを日々提供しており、今後地方分権の担い手として益々大きな役割を果たすことが期待されるわけであり、合併につき

ましては地域住民の方々の意見を尊重しつつ、積極的な議論を市町村自ら行っていただくことが大事なことでないかと思っております。政府といたしまして、各般の行政措置を講じ、市町村の合併を総合的に支援していきたいと考えております。

介護保険についてご意見がありました。介護保険は市町村が保険者としての役割を担い、制度を運営するものでありまして、市町村の皆様方におきましては四月の制度施



あいさつをする小淵総理

活 動

行に向け、大変なご努力をいただいていること存じます。政府といたしましても様々な支援を行っているところでございます。国民健康保険の問題も含めて非常に重要な問題であると認識しているため、私も引き続きこれらの課題について積極的に取り組んで参りたいと思っております。また、医療・年金・介護などの社会保障制度につきましては、制度ごとに縦割りに検討するのではなく、実際に費用を負担しサービスを受ける国民の視点から、税制をはじめ関連する諸制度まで含めた総合的な検討が求められております。このため最後の検討機会との思いで社会保障構造のあり方について考える有識者会議を設置したところであります。

ダイオキシンの対策をはじめとする廃棄物対策につきましても市町村の大きな負担を伴うものであります。政府といたしましても財政支援の拡充を行っているところであり、また、ミレニアムプロジェクトの中でダイオキシンの問題や、リサイクルの推進についても重要課題として取り組んでいくこととしております。

最後に、農業と水産業の振興についてでございます。農山漁村は過疎化、高齢化など様々な厳しい問題を抱えておりますが、国土や自然環境の保全、または食糧の安定的な確保のためにも課題を克服し、農林水産業の振興を進めていく必要があると思っております。

私は皆様方からいただいたご意見、ご見解を心に刻みつつ、これからも

全力で国政運営にあたる決意であります。どうか皆様方におかれましても住民の方々の理解と協力のもとで地方自治を支える基盤として更なるご努力をお願い申しあげます。本日は大変有意義な懇談会となりましたことを感謝申し上げます。お礼の言葉とさせていただきます。

このあと引き続き、他の出席者からもそれぞれ発言が行われ、全国町村会からの出席役員は次のテーマについて意見陳述を行った(説明略)。

○新過疎法の制定について

全国町村会政務調査会財政部会長

衛藤龍天(大分県久住町長)

○森林・林業対策について

全国町村会経済農林部会長

林田 敦(宮崎県西郷村長)

○廃棄物対策について

全国町村会政務調査会行政部会長

平野 博(宮城県柴田町長)

〔参考〕

全国市長会側意見(項目)

○全国市長会会長(あいさつ)

赤崎義則(鹿児島県鹿児島市長)

○介護保険について

全国市長会副会長

三好 章(広島県福山市長)

○地方税財源対策について

全国市長会副会長

星野勝司(神奈川県座間市長)

○廃棄物対策について

全国市長会副会長

酒井哲夫(福井県福井市長)

政 策

平成十年度市町村決算の概要 「歳出」

財政構造の硬直化 一段と進む

自治省がまとめた全国の市町村（東京二十三区と一部事務組合を含む）の平成十年度普通会計決算の概要によると決算規模は、歳入は前年度比二・六％増の五四兆一、七五八億円、歳出は同一・九％増の五二兆三、八〇六億円となり、歳入、歳出とも三年ぶりに前年度決算を上回り、昭和二十六年以降で最大規模になった。

歳出のうち義務的経費は三・四％増の二兆一、九四四億円。投資的経費は、普通建設事業費が前年度決算額を下回ったこと等により一・一％減の二三兆七、九二〇億円となった。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は九年連続で上昇し、過去最高だった前年度（八三・五％）を一・八ポイント上回り八五・三％となった。公債費負担比率も八年連続で上昇、一五・八％と過去最高を記録し、財政の硬直化が一段と進んだ。特に警戒ラインとされる一五％以上の団体が二七団体増え、九三九団体となり、全体の六〇％を占めた。

地方債残高が六年連続で増加している一方、積立金現在高は六年連続して減少したことから、将来にわたる実質的な財政負担は平成十年度末で五・六％増の五四兆四、八二七億円となり、標準財政規模の一・八倍を超えた。

歳 出

目的別歳出

民生費六・二％増、商工費七・七％増、公債費（五・四％増）等が前年度決算額を上回った。

その要因としては、民生費については老人福祉費等が増加したこと

が、商工費については経済対策に基づく中小企業貸し渋り対策等が、公債費については平成十年度に元金償還が開始された既発債の発行額が高水準であったことがあげられる。

一方、農林水産業費三・一％減、教育費（一・四％減）等が前年度決算額を下回った。

性質別歳出

義務的経費は、人件費（〇・九％増）、扶助費（六・八％増）及び公債費（五・四％増）のすべてが増加したことから、引き続き前年度決算額を上回った（三・四％増）。

投資的経費は、その大部分を占める普通建設事業費が減少した（一・三％減）ことから、三年連続して前年度決算額を下回った（一・一％減）。

（注）義務的経費…人件費、扶助費及び公債費の合計額

投資的経費…普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費の合計額

その他の経費は物件費（四・六％増）、繰出金（四・九％増）等が増加したことから、二年連続して前年度決算額を上回った（二・五％増）。

この結果、歳出総額に占める割合は、義務的経費は前年度（四一・七％）より〇・七ポイント上昇の四二・四％、投資的経費は前年度（二七・一％）より〇・八ポイント低下の二六・三％、その他の経費は前年度三一・二％より〇・一ポイント上昇の三一・三％となった。

さらに、一般財源の充当割合をみると、義務的経費に対する充当割合

は前年度（四九・二％）より〇・九ポイント上昇の五〇・一％と五割を超え、また、投資的経費に対する充当割合は前年度（一三・七％）より一・二ポイント低下の二二・五％となっている。

- ① 義務的経費
- (ア) 人件費

人件費は、前年度決算額を上回った（〇・九％増）が、伸び率は前年度（二・一％増）を下回り、これまで（昭和二十六年以降）で二番目に低い率であった。この要因としては、給与決定率が低かったこと等から職員給の伸び率が一・二％に留まったこと、退職金が減少した（三・二％減）こと等があげられる。

また、歳出総額に占める人件費の割合は、前年度（二一・四％）より〇・二ポイント低下の二一・二％となった。

なお、市町村の普通会計に属する職員数は一二万二、一〇八人（平成十年四月一日現在）で、前年同期（一二万八、八五一人）より六、七四三人減少（〇・五％減）した。

そのうち、消防関係職員が一、〇七二人増加（〇・八％増）する一方、教育関係職員、一般行政関係職員がそれぞれ四、一〇九人（一・七％減）、三、七四九人（〇・四％減）減少している。

(イ) 扶助費

扶助費は、引き続き前年度決算額を上回った（六・八％増）。この要因としては、扶助費の九五・六％を占める民生費のうち、社会福祉費に

政 策

目的別歳出決算の状況

(単位:百万円、%)

区 分	市 町 村 決 算					う ち 町 村 決 算 分				
	10年度	構成比	9年度	構成比	増減額	10年度	構成比	9年度	構成比	増減額
1. 議 会 費	506,218	1.0	508,753	1.0	2,535	232,599	1.7	232,887	1.7	288
2. 総 務 費	6,280,808	12.0	6,278,958	12.2	1,850	2,106,426	15.1	2,120,252	15.4	13,826
3. 民 生 費	10,774,713	20.6	10,147,067	19.7	627,646	2,326,494	16.7	2,167,657	15.8	158,837
4. 衛 生 費	4,856,051	9.3	4,774,942	9.3	81,109	1,141,977	8.2	1,112,530	8.1	29,447
5. 労 働 費	200,408	0.4	201,035	0.4	627	36,743	0.3	37,714	0.3	971
6. 農 林 水 産 費	2,472,259	4.7	2,551,499	5.0	79,240	1,649,508	11.8	1,692,859	12.3	43,351
7. 商 工 費	2,016,931	3.9	1,873,085	3.6	143,846	361,097	2.6	380,068	2.8	18,971
8. 土 木 費	10,782,643	20.6	10,817,776	21.0	35,133	1,976,776	14.2	2,017,039	14.7	40,263
9. 消 防 費	1,746,458	3.3	1,715,775	3.3	30,683	529,895	3.8	517,779	3.8	12,116
10. 教 育 費	6,268,813	12.0	6,360,293	12.4	91,480	1,745,776	12.5	1,739,279	12.7	6,497
11. 災 害 復 旧 費	258,598	0.5	232,108	0.5	26,490	186,538	1.3	133,685	1.0	52,853
12. 公 債 費	5,904,505	11.3	5,601,854	10.9	302,651	1,645,633	11.8	1,567,361	11.4	78,272
13. 諸 支 出 金	307,076	0.6	339,062	0.7	31,986	15,612	0.1	23,849	0.2	8,237
14. 前 年 度 繰 越 金	5,167	0.0	6,008	0.0	841	2,182	0.0	3,493	0.0	1,311
15. 特 別 区 財 政 調 整 費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	52,380,648	100.0	51,408,217	100.0	972,431	13,957,257	100.0	13,746,451	100.0	210,806

係る部分(八・五%増)老人福祉費に係る分(七・五%増)、児童福祉費に係る分(六・一%増)、生活保護費に係る分(六・一%増)等が増加したこと等があげられる。

また、歳出総額に占める扶助費の割合は、前年度(九・五%)より〇・四%ポイント上昇の九・九%となった。

(ウ) 公債費
公債費は、引き続き前年度決算額を上回った(五・四%増)。この要因としては、平成十年度に元金償還が開始された既発債の発行額が高水準であったことがあげられる。

また、歳出総額に占める公債費の割合は、前年度(一〇・九%)より〇・三%ポイント上昇の一・一・二%となった。

(ア) ② 投資的経費
普通建設事業費
普通建設事業費は、三年連続して前年度決算額を下回った(一・三%減)。普通建設事業費の内訳をみると、補助事業費(七・二%増)、国直轄事業負担金(二四・〇%増)及び県営事業負担金(八・七%増)は、それぞれ三年ぶりに前年度決算額を上回ったが、単独事業費(六・〇%減)は、前年度決算額を下回った。

また、目的別に前年度決算額と比較すると、民生費(二・二%増)、衛生費(二・三%増)、労働費(二・三%増)及び消防費(二・九%増)が増加し、総務費(八・八%減)、農林水産業費(一・九%減)、商工業費(七・八%減)、土木費(〇・二%減)、教育費(四・二%減)等が減少した。

この結果、普通建設事業費の目的別内訳の構成比は、土木費(四九・九%)、教育費(一四・五%)、農林水産業費(一一・七%)、衛生費九・一%)等の順となった。

さらに、普通建設事業費充当財源の構成比をみると、一般財源等が占める割合は、前年度(三四・〇%)より二・三%ポイント低下の三一・七%となっている。一方、地方債が占める割合は、前年度(三七・九%)より一・六%ポイント上昇の三九・五%となっており、普通建設事業を実施する上での地方債への依存度が高まっている。なお、国庫支出金及び都道府県支出金が占める割合は、前年度(一八・六%)より一・〇%ポイント上昇の一九・六%となっている。

(イ) 災害復旧事業費
災害復旧事業費は、平成十年八月末豪雨等により、三年ぶりに前年度決算額を上回った(一・一・五%増)。

(ウ) 失業対策事業費
失業対策事業費は、三年連続して前年度決算額を下回った(〇・七%減)。

③ その他の経費
その他の経費は、二年連続して前年度決算額を上回った(二・五%増)。そのうち主な経費についてみると、物件費(四・六%増)は委託費の増加(八・二%増)により、繰出金(四・九%増)は老人保健医療事業会計(一〇・〇%増)、公営企業会計(四・三%増)、国民健康保健事業会計(三・八%増)等への繰出

政 策

しの増加により、それぞれ前年度決算額を上回った。

一方、積立金(一一・四%減)は、財政調整基金、減債基金及びその他特定目的基金のいずれに対しても減少し、前年度決算額を下回った。

団体区分別の性質別歳出構造の特徴

団体区分別に歳出総額に占める割合が大きな項目をみると、大都市においては、普通建設事業費(二六・七%)、人件費(一六・五%)、公債費(一一・五%)、扶助費(一一・三%)の順、特別区においては、人件費(二六・七%)、扶助費(一七・四%)、物件費(一五・九%)、普通建設事業費(一五・六%)の順、中核市においては、普通建設事業費(二六・七%)、人件費(一九・五%)、扶助費(二二・八%)、公債費(一一・四%)の順、都市においては、普通建設事業費(二二・九%)、人件費(二二・九%)、物件費(一一・五%)、扶助費(一一・一%)の順、町村においては、普通建設事業費二八・八%)、人件費(一九・四%)、公債費(一一・八%)、物件費(一一・五%)の順となっている。

財政構造の弾力性

経常収支比率は、集計開始以降で最も高かった前年度より一・八%ポイント上昇の八五・三%となり、九年連続して上昇した。

公債費負担比率は、集計開始以降で最も高かった前年度より〇・七%

ポイント上昇の一五・八%となり、八年連続して上昇した。また、起債制限比率も前年度より〇・二%ポイント上昇の一〇・七%となり、七年連続して上昇した。

(注) 経常収支 = 経常経費充当一般財源 比率 = 経常一般財源 x 一〇〇

公債費 公債費充当一般財源 負担比率 = 一般財源総額 x 一〇〇

起債制限 比率 = A (B + C + E) / D (C + E) x 一〇〇の過去三年間の平均

A = 元利償還金(公営企業債分及び繰上償還分を除く。)

B = 元利償還金に充てられた特定財源

C = 普通交付税の算定において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費

D = 標準財政規模

E = 普通交付税の算定において事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(普通会計に属する地方債に係るものに限る。)

経常収支比率

経常収支比率の市町村平均(特別区及び一部事務組合を除く加重平均)は、集計開始以降(昭和四十四年度以降)で最も高かった前年度(八三・五%)より一・八%ポイント上昇の八五・三%となり、九年連続して上昇した。これは、経常収支比率の分子である経常経費充当一般財源

政 策

が公債費等の増加により増加した(三・五増)のに対し、分母である経常一般財源が地方消費税交付金等は増加したものの地方税等の減少により伸び悩んだ(一・四増)ためである。

また、経常収支比率の内訳をみると、人件費は三一・九%(前年度三一・〇%)、公債費は一七・九%(前年度一六・九%)等となっている。なお、特別減税等に伴う減収を補てんするための減税補てん債の発行額を経常一般財源に加えた場合の経常収支比率を求めると、八三・二%となる。

経常収支比率の段階別団体数を、特別区及び一部事務組合を除く市町村についてみると、経常収支比率が七五%以上の団体は二、七五二団体(前年度二、五七一団体)であり、それらが全団体数に占める割合は前年度(七九・五%)より五・六%ポイント上昇の八五・一%となっている。

また、団体系別に経常収支比率(加重平均)をみると、大都市が九一・四%(前年度八八・二%)、中核市が八二・八%(同八二・二%)、都市が八六・七%(同八五・一%)、町村が八〇・一%(同七八・六%)となっている。さらに、経常収支比率の内訳をみると、大都市については、人件費三一・六%、公債費一九・九%、中核市については、人件費三一・二%、公債費一七・七%、都市については、人件費三三・六%、公債費一六・八%、町村については、人件費二九・六%、公債費一八・二%

%となっている。

公債費負担比率
及び起債制限比率

公債費負担比率の市町村平均(特別区及び一部事務組合を含む加重平均)は、集計開始以降(昭和四十四年度以降)で最も高かった前年度(一五・一%)より〇・七%ポイント上昇の一五・八%となり、八年連続して上昇した。これは、公債費負担比率の分子である公債費充当一般財源が一般単独事業債、減税補てん債等の元利償還金の増加により増加した(六・二%増)のに対し、分母である一般財源総額が地方消費税交付金等は増加したものの地方税等の減少により伸び悩んだ(一・五%増)ためである。

公債費負担比率の段階別団体数を、特別区及び一部事務組合を除く市町村についてみると、一般的に警戒ラインとされる一五%以上の団体は一、九三九団体(前年度一、八二二団体)であり、それらが全団体数に占める割合は前年度(五六・四%)より三・六%ポイント上昇の六〇・〇%となっている。

また、団体系別に公債費負担比率をみると、大都市一七・一%(年度一五・九%)、中核市一六・四%(同二五・五%)、都市一四・五%(同二四・〇%)、町村一六・二%(同一五・七%)となっている。

さらに、財政力指数の段階別にみると、財政力が弱い団体ほど公債費負担比率が高くなる傾向にある。

起債制限比率の市町村平均(一部事務組合を除く加重平均)は、前年度(一〇・五%)より〇・二%ポイント上昇の一〇・七%となっており、七年連続して上昇した。

起債制限比率の段階別団体数を、特別区及び一部事務組合を除く市町村についてみると、原則として地方債発行が制限される二〇%以上の団体は3団体(前年度一団体)である。また、団体系別に起債制限比率をみると、大都市一三・三%(前年度一三・〇%)、中核市一一・四%(同一一・五%)、都市一〇・七%(同一〇・六%)、町村九・三%(同九・三%)となっている。

将来にわたる財政負担

将来にわたる実質的な財政負担は、地方債現在高が前年度より五・二%増加したこと等から、前年度末より五・六%増の五四兆四、八二七億円となった。また、標準財政規模に対する比率は一八三・二%となった。

(注) 将来にわたる実質的な財政負担
.. 地方債現在高に債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額(債務負担行為額)を加え、積立金現在高を差し引いた額

地方債現在高

地方債現在高は、前年度末より二兆八、三九六億円増の五六兆九、三〇八億円で、引き続き前年度決算額を上回った(五・二%増)。また、標準財政規模に対する比率は、前年度末(一八六・六%)より四・八%

政 策

ポイント上昇の一・九一・四％となっている。

地方債現在高の対前年度増加額の目的別構成比をみると、一般単独事業債が三九・八％、減税補てん債が二一・三％、一般公共事業債が一八・八％等となっている。

地方債現在高の目的別構成比は、過去の積極的な地方単独事業の推進を反映して一般単独事業債が全体の三七・二％と最も大きく、以下、義務教育施設整備事業債(九・六％)、減税補てん債(七・二％)、一般公共事業債(六・八％)、一般廃棄物処理事業債(六・六％)等の順となっている。

地方債現在高の借入先別構成比をみると、政府資金(五六・四％)、市中銀行(二〇・七％)、公営企業金融公庫(八・二％)、市場公募債(四・九％)の順となっている。さらに、それぞれの構成比を前年度と比較してみると、市中銀行、公営企業金融公庫及び市場公募債がそれぞれ〇・二％ポイント上昇する一方で、政府資金が〇・五％ポイント低下している。

債務負担行為に
基づく翌年度以
降支出予定額

債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額(債務負担行為額)は、前年度末より三、八七一億円減の八兆一、二二一億円となった(四・六％減)。また、標準財政規模に対する比率は、前年度末(二九・三％)

より二・〇％ポイント低下の二七・三％となった。

債務負担行為額が前年度末より減少した要因としては、「物件の購入等に係るもの」のうち「土地の購入に係るもの」(五・七％減)、「製造・工事の請負に係るもの」(一〇・二％減)等が前年度決算額を下回ったこと等があげられる。

積立金現在高

積立金現在高は、前年度末より四、一三一億円減の一〇兆五、六九一億円で、六年連続して前年度決算額を下回った(三・八％減)。また、標準財政規模に対する比率は、前年度末(三七・九％)より二・四％ポイント低下の三五・五％となった。

積立金現在高の内訳をみると、財政調整基金が二兆七、七三八億円(二・九％減)、減債基金が一兆五、〇一二億円(六・六％減)、その他特定目的基金が六兆二、九四二億円(三・五％減)で、全ての基金が前年度決算額を下回った。

将来にわたる
実質的な財政負担

将来にわたる実質的な財政負担は、前年度末より二兆八、六五五億円増の五四兆四、八二七億円で、引き続き前年度決算額を上回った(五・六％増)。また、標準財政規模に対する比率は、前年度末(一七八・〇％)より五・二％ポイント上昇の一八三・二％となった。

カブセル Now & New

廃棄物不法投棄の監視体制を強化 福島県 棚倉町

町は廃棄物不法投棄の監視体制を強化するため、町内郵便局やタクシー会社と不法投棄等の情報提供に関する協定を結び、地域を回っている郵便局員やタクシー運転手から情報提供を受け、廃棄物不法投棄の未然防止や早期発見に努めている。

「道の駅」を三セク運営 栃木県 茂木町

町は、一九九六年夏にオープンした道の駅「もてぎ」の経営基盤を強化し、一層の効率化とサービス向上を図っていくため、地元農協、商工会などと共に同出資して株式会社「もてぎブラザ」を設立し、第三セクターによる運営を行っている。

新幹線・地元駅の利用促進に体験学習も一役 群馬県 榛名町

体験学習により様々な経験をしてもらうとともに、地元の新幹線・安中榛名駅の利用促進を図るため、町教育委員会は、町内小学六年生全員を対象に、新幹線を使い都内の博物館などを日帰りで見学する「ふるさとの駅・安中榛名駅」から体験の旅事業を実施した。

竜ヶ岳中腹に新たな観光スポット 山梨県 上九一色村

山頂から富士山を望むと日の出が真正面に見え、また、駿河湾や伊豆半島が一望できるなど絶景が楽しめる竜ヶ岳(一四八

五メートル)を新たな観光スポットにするため、村は竜ヶ岳中腹に展望台を設置するとともに登山道の整備などを行った。

介護保険も 福井県 郡内六町で広域連合 三国町外五町

上下水道事業などを共同で実施している三国町、丸岡町、芦原町、金津町、春江町、坂井町の坂井郡六町は、介護保険制度の施行に伴い、介護認定審査会など介護保険事業に共同で取り組んでいくため、坂井郡介護保険広域連合を設立した。

地元が舞台の聴覚障害者を描いた映画に出資 静岡県 豊田町

福祉や文化振興の一環として町が撮影費の一部を出資し、同町を舞台に撮影された、聴覚障害者の家庭を描いた映画「アイラブ・ユー」(大沢豊、米内山明宏監督)が完成、監督の一人と主演女優が聴覚障害者という日本では初めての作品とあって高い注目を集めている。

生ごみ堆肥化の 愛知県 幸田町

町は、ごみの六割を占める生ごみの減量化を進め、ごみ減量に対する町民の意識醸成を図っていくため、生ごみ処理機製造会社から生ごみ処理機を無償で借り受け、希望する小学校区の公民館などに設置し、処理状況などの成果をみていく生ごみ堆肥化の実験に着手した。

伝統産業継承のため 兵庫県 山南町

国宝や重要文化財に指定され

ている松皮(ひわだ)ぶき建物などに使われる松皮の最高級品「黒背皮」の供給地として知られる町は、松皮を採取する「原皮師(もとかわし)」が年々減少していることから、後継者育成と伝統産業の継承をねらいに、町有地を松皮採取者養成研修林として提供するなど、原皮師の養成に乗り出している。

伝統芸能等伝承の 奈良県 室生村

室生神楽をはじめ数々の伝統芸能が伝えられている村では、国宝・五重の塔や平安初期の佛像で有名な室生寺のそばに、伝統芸能等を若者に伝承したり、観光客に披露する地域文化伝習施設「あさぎりホール」(鉄筋コンクリート造り二階建)を建設し、交流やコミュニケーション活動に利用してもらっている。

ケアマネジャー連絡会で 広島県 安芸津町

介護保険導入を控え、町は介護支援専門員(ケアマネジャー)のケアプラン作成に向けた情報交換の場としてケアマネジャーの連絡会を設立、月一回程度会合を開催し、ケアプランの内容に差異が生じないよう意思統一などを図っている。

「雲の上のキャンパス構想」で地域振興 高知県 檮原町

町は、環境教育や高齢者対策等を通し地域振興を図っていく「雲の上のキャンパス構想」を進めていくため、課長級職員六人で施策を検討、「ゆすはら21

ゆめ未来塾」結成や、四万十発・共生と循環の森づくり事業、高齢者が生産した農産物を学校等で販売する「雲の上の宅急便」などを展開していく。

「ホタル保護条例」制定 福岡県 赤村

行政と住民が一体となって清流を守り、ホタルを貴重な自然の資源として保護していくため、村は村内全域をホタルの保護区域に指定した「ホタル保護条例」を制定し、住民に対し、ホタルやその幼虫、えさとなるカワニナを捕獲しないように働きかけている。

「ふるさとの唄」のCDやカセットテープ販売 宮崎県 野尻町

町は、結婚式で歌い継がれてきた民謡「御妻迎(ごせむけ)」や各地区の音頭などの町民歌、町内小中学校全校の校歌など計二十三曲を収録した「ふるさとの唄」のCD千枚とカセットテープ二千本を、町民などの協力を得て制作し、千円で販売した。

出産前後一ヶ月の家庭にヘルパー派遣制度 鹿児島県 吉田町

地域ぐるみの子育て支援策として、町は保育園に委託して、出産前後一か月の女性の家庭に、保母をヘルパーとして派遣し、家事全般や保育、さらには子育て相談にも応じていく事業を、二時間単位で二千円の料金を実施した。

カブセル Now & New

情 報

ひな祭りも新旧暦
二回やっては!?

児玉芳子
生活評論家

ひな祭り

弥生三月は三日が女兒のお祭り「桃の節供」、ひな祭り」です。弥生のひなさまには桃の花がつきもの……と思いがら次の歌をきくと頭がヘンになりませんか? 「弥生の空は見渡すかぎり、サクラ、サクラ……」アレツ、て感じです。なぞときは簡単、この歌は旧暦の歌なんです。旧暦の三月(弥生)は現在の四月五日が一日で五月三日までの一カ月間。ちなみに旧暦三月三日のひな祭りは現在暦の四月七日にあたります。明治以前の旧暦の日本ではサクラの花盛りにひな祭りをしていたわけで、桃の花やナタネの花と一緒に桜の一枝もひな段に飾られていたに違いありません。そして弥生の空には桜が霞のように咲き、屋内には絨毛せんに華やかなひなさまが飾られて、家の内も外も春らんまん、さぞやひな祭りはにぎやかな春の一日だったことでしょう。それなら……と新暦と旧暦の二回ひな祭りをして、ひな祭りもおかしくないのです。ひなの語源は古代「比々奈」と呼んでいた人形のこと。草や布ぎれでつくった人形で身体を撫でて、わが身の穢れを移し、川に流した日本

独自の厄払い行事がひな祭りの起源。厄払いが年に一度ですむわけがなく、昔は三月上巳(三月初の巳の日)に限らず行われた様子。三月以降にひなを祭るのを俳句で「後のひな」と表現していたのもその証明の一つです。八朔(八月一日のこと)に飾る(関東の一部と関西以西)、重陽(九月九日)に飾る(徳島県、愛知県)、小正月(一月十五日)に飾る(青森県)、など厄払いひな祭りは各地でさまざまに行われていたのですから、新旧暦の二回くらいひな祭りをしてもいいこうに差し支えはないわけです。

オーケストラ

音楽学校の卒業生が毎年一万人も社会へ巣立つといわれるくらい洋楽はすっかり生活に密着し、テレビのCMでもバックの音楽にヘンドルの「メサイヤ」、ベートーヴェンの「第九」、ミサ・ソレムニス」をはじめカール・オルフの「カルミナ・ブラーナ」まで使われて、いつのまにか耳に覚えのある音楽になってゆく。ご時世です。音楽大学をめざす人の大半が女性なので、卒業後音楽を職業として生きる人も当然のことに女性が多くなり、日本のプロのオーケストラのコンサートにゆくと、第一、第二ヴァイオリン、ヴィオラなど弦楽器は七割がたが女性奏者、最近では金管や木管など管楽器にも女性が目立ち、ティンパニーをたたくのも女性なら、上背がなければひけないヴァイオリンの大親玉のように大きなウッドベースでさえ女性が演奏しています。この勢いでゆけば、今に女

性だけのプロオーケストラが続々と出現してもおかしくないほどの状況です。洋楽の本場で実力世界一を競うベルリンフィルとウィーンフィルが、いずれも男性奏者を主力としている(ウィーンフィルはハープ奏者だけが女性で他は男性)のに比べるとオーケストラにおける男女平等は日本のほうがよほど進んでいることになり。明治開国で洋楽が伝来して以来わずか百三十年余です。日本人のプロオーケストラが出来たのが昭和初頭ですから、私たちはオーケストラに接してまだ七十年くらいしかたっていない。洋楽普及の進歩は驚くばかりのスピードです。今春も一万人の音大卒業生が新社会人としての第一歩を歩み出します。

和服

お茶会、観能、観劇、結婚披露宴への出席など、春めく三月には和服で出かける日がふえます。こういうときに着るものが一つ紋の色無地のきものと袋帯の組み合わせでしょう。地紋のある縷子の色無地が一般的ですが、地紋のないちりめんや紬地で色無地一つ紋にするのもおしゃれです。ちりめんはしつとりと落ちついて袋帯の柄の佳さを引き立ててくれますし、紬地は横糸の太さの違いが陰影を与え、深く深い味わいの色無地のきものになるので、茶席などにぴったりします。色無地一つ紋はいちばん安上がりな礼服。春色、秋色など二、三枚持っているとい一年中重宝する和服です。

三月の俳句カレンダー
啓蟄や教へ子どもにまつはられ

富田 風生

学級崩壊などは夢にも考えられなかった時代の作品。教師と生徒の、ほのぼのとした関係が彷彿とする。

「啓蟄」は二十四節気の一つで三月六日頃。「虫穴を出づ」という別の表現があるように、春になり木の芽もそろそろ膨らみ始め、冬眠していた虫も活動を始める。

われわれも冬の厚着から少し軽装になり、身体を動かしたくなる時期である。元気な子どもたちはなおさらのこと。

「啓蟄」という切り出しが、そんな自然環境の変化を示し、子供たちの活発な動きと教師を慕う気持ち、これからの成長をも暗示している。

あけぼのの白き雨ふる木の芽かな

日野 草城

「明け方」でも「暁」でもない「あけぼの」は春の朝を思わせるが、この句の季語は「木の芽」で、木々の芽吹きを詠んだ句である。木の芽はほとんどが薄緑色だが、中には赤みを帯びたものや黄色に近いものもあり、細かく見れば千差万別である。また森や山の芽吹きを遠くから眺めると、淡く霞のようにも見える。

朝の明るさの中に降る春雨は、ただでさえ霞のような芽吹きの野山を背景に、あたかも白い雨のように見える。雨にけがるといふ感じの、その微妙な色合いに目を留めた一句である。

随 想

「町民参加の町政」を
さらに推進するために

道 長
北 海 町
かみ いそ 磯
上 海 老 澤 順 三

随 想

緑の山なみと稔り豊かな田畑、清い流れをもつ川ときれいな海に囲まれた美しい田園工業都市づくりをめざしながら、ふれあいを大切にし、思いやりに満ちた、さわやかでいきいきした行政を実現するため、上磯町長という重責を担わせていただいてから、二十数年が経過しました。

昭和五十四年には、人口も三万人を超え、これに伴う義務教育施設の整備や道路、下水道といった生活環境施設の整備、農業、水産業の振興、企業誘致などにより、住んでよかったと町民だれもが思えるまちづくりを、町民参加の町政を政治哲学として、進めてきました。二〇〇〇年は、二十世紀の締めくくりの年であり、また、二十一世紀の扉を開く年でもあります。いよいよ四月からは、将来の超高

齢化社会を支える仕組みとしてスタートする介護保険制度や地方公団体の自主性・自立性を高め、住民に身近な行政は住民に身近な団体が担っていくことを基本とする地方分権が推進され、私たち行政の自主性が問われるなど、自らの責任で自らの仕事に取り組まなければならないというかつて経験したことのない厳しい状況におかれています。さて、昨年の暮れに、以前から私ともたいへんお世話になっていて、ご自身も公務員であった知人から、その方の持論である「ユーモアある行政についての所感をまとめた一冊の本をいただきまして。早速読んでみたところ、その内容は、公務員の意識や生き方などを楽しくそして辛口で述べたものであり、なるほどとうなずくこ

とがたくさん書かれてありました。この本の中で、著者の友人は、私たち公務員を「おかたい」ということばで表現し、かねてからマインスイメージばかりを抱いているとのことでした。

「おかたい」の「お」は遅い、「か」は文字どおり固い、「た」は縦割り、「い」は威張るの頭文字をとったものであり、まさしく住民は、私たちをこのようにみているものかとつくづく感じました。もちろん、公務員は、仕事を進めるにあたって、のんびりと杓子定規に独善的な態度で木を鼻でくくるとは、私も十分に認識しています。が、民間企業の方からそのように言われるとなかなか即座に否定できないものもあるなど、内心忸怩たるものがありました。

この「おかたい」ということはを逆手に取り、能率的で柔軟な姿勢をもち、職場での横の連絡を密にし、住民と目線を同じくして物事を進め、常に「おかたい」仕事をしていないかどうかを自問自答しながら仕事に取り組み意識を職員に徹底させたいと思っています。

これからの行政は、持っているすべての情報を公開し、住民と共有する事によって、共通の価値観を見出すことが必要になります。

そして、住民一人ひとりから発信された情報に対し積極的に耳を傾けながら、刻々と変化する状況を適切に把握し、政策に反映させることが求められます。

さらには、新しい基準をつくりあげなければならない時代だからこそ、前例を踏襲することができません。従いまして、いままです以上に正確な情報を集め、それを分析、判断し、迅速に事務事業を実施するには、職員の意識を改革することが、多様化する住民要望に的確に応える第一のキーポイントになると思っています。

今後も職員と一丸になって、発想を転換しながら、「町民参加の町政」を推進するため、町政の主人公である町民とともに知恵を出し合い、「町民一人ひとりが真に「うるおい」とやすらぎ」と「豊かさ」を実感できるまちづくりを進めるため、新しい世紀に向けて精一杯の努力をしなければならぬ」と決意しているところであります。

そのためにも、先日「町村週報」の山本兼太郎さんの龍占いにあるように、鯉が龍門の滝にたどりつき、登竜門を通り抜け飛龍となるための努力、情報、決断を座右の銘とするばかりでなく実行していかなければならないと深い思いかられております。

情 報

政策リーダー

政策リーダー

ダム周辺の山林保全措置制度創設 ―建設省―

建設省は、平成十二年度の河川関係予算において、流域やダム周辺を対象とした治水対策等の充実策の一環として、ダム周辺の山林保全措置制度を創設することとした。

同制度は、現行の公共補償基準に基づき実施している既存公共施設の機能回復補償に代えて、地方公共団体等が地元の実情により、ダム周辺の山林保全措置を行えるようにする制度で、ダム建設費及び自治体の財政負担の軽減と、地域の実情に応じたダム事業の推進に資することを目的としている。

例えば、従前の補償では、ダム建設によって既存道路が使用できなくなる場合、付替道路を整備することとされていたが、地元地方公共団体等が希望すれば、ダムの周辺山林の取得及び管理を行いつつ、山林の保全ができることとなる。この場合、ダム事業者が付替道路整備費の範囲内で、山林保全事業費（取得費・維持管理費）に係る費用を負担することとされており、事業費が道路整備費よりも安ければ、その差額分だけ、ダム事業費の削減につながることを示している。

なお、費用については、ダム事業者と山林保全事業者との間で、それぞれの受益の程度に応じ、適切なアロケーションを行うこととしている。

政府税調審議再開

政府税制調査会は、二月二十九日に第四十六回総会を開催、中期答申に向けての審議を再開した。

今回の中期答申については、①全国一律の外形標準課税の導入②社会保障の増大を睨んだ消費税の引き上げ③個人所得課税の課税ベースの拡大などが焦点となっている。

総会では、①東京都の外形標準課税②税制関係の年度改正法案③中期答申―以上―について、説明・自由討議が行われた。

外形標準課税については、東京都の方針については税制としてのあり方や手続き等に問題があるとした上で、税調としては、薄く広い課税という法人事業税本来の姿に合わせ、全国同時、全業種への二〇〇二年度の導入という観点から、今後、法人課税小委員会等で具体的内容について議論されることとなった。

また、中期答申については、現在の委員の任期を六月末まで延長して、基本問題小委員会を中心に議論されることとなり、外形標準課税の導入についても具体案を示すこととしている。

なお、松本委員（佐賀県町村会長）からは、中期答申に向けた議論について、地方税財源の充実確保の観点から、従来の総論的な議論から一歩進んだ、明確な方向性を打ち出して欲しいとの発言がなされた。

初の景気ウォッチャー調査発表 ―経済企画庁―

経済企画庁は、第一回景気ウォッチャー調査の結果を発表した。

調査は、北海道、東北、東海、近畿、九州の五地域において、家計動向、企業動向、雇用等、代表的な経済活動項目の動向を敏感に観察できるコンビニエンスストアの店主やスタッフ経営者、タクシー運転手などの計五百人を景気ウォッチャーに任命し、三ヶ月前と比較した景気の現状と二、三ヶ月後の景気の見通しを電話で聴取した。調査時点は一月二十五日―二月一日。有効回答は、九五・八％。

この調査は、従来の経済エコノミストや経済統計に基づく景気判断が必ずしも実感と合わないとの批判にこたえて、経企庁が新しい試みとして実施したもの。

三ヶ月前と比較しての景気の現状に対する判断は、全国の動向をみると、「良くなっている」と答えた人の割合が〇・八％、「やや良くなっている」が一・四％、「やや悪くなっている」が二・一％、「悪くなっている」が八・八％であった。現状の景気判断DIは横ばいを示す五十を割る四五・三となり、政府の「緩やかな改善」との判断とはやや食い違った。

また、二、三ヶ月前先の景気の見通しについては、「良くなる」と答えた人の割合が一・〇％、「やや良くなる」が二・七％、「変わらない」が一・六％、「やや悪くなる」が一・九％、「悪くなる」が三・八％であった。全体の判断DIは、五・一と景気が上向くと見方になった。